

Ⅱ 野生鳥獣の部

解 説

この部には、「野生鳥獣資源利用実態調査」による野生鳥獣利用実態に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模の算出等に必要データを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の時期

調査対象期間は、毎年4月1日～翌年3月31日の1年間とし、毎年5月中旬～6月中旬に調査を実施した。

(3) 調査の対象

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての食肉処理施設を対象とした。

(4) 調査の方法

農林水産省が委託した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

2 用語の解説

(1) イノシシ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、イノブタや家畜として飼育されたものは除く。

(2) シカ

狩猟やわな猟等で捕獲された野生のシカのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、家畜

として飼育されたものは除く。

(3) その他鳥獣

イノシシ、シカ以外のクマ、鳥類等をいう。

(4) 解体頭・羽数

食肉処理施設が解体処理を行った頭・羽数（食肉以外の加工向け（ペットフード等）に解体したものを含む。）をいう。

なお、異常が認められて廃棄した個体は含まない。

(5) ジビエ利用量

食肉処理施設で解体処理を行った野生鳥獣の卸売・小売の食肉数量、加工仕向け食肉数量、調理仕向け食肉数量、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量及びペットフード販売数量（加工原材料用として他社等に販売したものを含む。）をいう。

(6) ペットフード

愛がん動物の栄養に供することを目的として使用されるもの又は原料として販売されたもの（動物園の動物用の餌（屠体給餌は除く。）向きに加工したのものを含む。）をいう。

(7) 自家消費向け

従業員やその家族で消費する場合をいう。イベント等でのPR活動や試食なども含む。

[調査概要の詳細についてはこちらから](#)
([農林水産省HPへリンク](#))

この部についての照会先

統計部 生産流通消費統計課

電話(076)263-2161 内線 3642

直通(076)232-4895